

パブリック・コメント手続（意見募集）

公衆浴場条例の見直しについて

意見募集期間

平成 29 年（2017 年）

7 月 26 日（水）～ 8 月 25 日（金）

お問い合わせ先：健康部保健所生活衛生課  
電話 046-824-9861（直通）

横 須 賀 市



## パブリック・コメント手続にあたって

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方分権一括法）」（第1次、第2次）による公衆浴場法の一部改正に伴い、神奈川県が定めていた「衛生措置の基準」を、平成25年4月1日、本市の条例で決めました。

今回、条例に定める5年以内の見直しの規定に基づき検討した結果、次のとおりの対応を検討しています。

つきましては、この見直しの内容について、市民の皆様のご意見等を募集します。

### 《見直す条例》

公衆浴場条例

### 【目次】

- ◆ 公衆浴場条例の見直しの内容について ..... 2～3
- ◆ 意見の提出方法 ..... 4

## ◆公衆浴場条例の見直しの内容について

### 1 条例名

公衆浴場条例

### 2 見直しによる対応

見直しの結果、次のとおり改正を検討しています。

現行の内容	改正後の内容
貯湯槽内の温度を摂氏 60 度以上に保てる加温装置を設けること。ただし、消毒設備を設けられている場合には、この限りではない。	貯湯槽内の温度を摂氏 60 度以上に保てる加温装置を設けること。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の湯を消毒できる設備を設けること。

(理由)

レジオネラ属菌の繁殖を防ぐため、原則として貯湯槽の温度は 60 度以上に保てる設備を設けるよう、構造設備基準を見直します。

現行の内容	改正後の内容
打たせ湯には、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。	打たせ湯、寝湯及び座湯等に供給する湯水が飛沫等を発生する可能性がある場合、使用する湯水は循環している浴槽水を用いる構造でないこと。

(理由)

レジオネラ属菌による事故を防止するため、打たせ湯だけではなく飛沫等を発生させながら湯水を供給する形態の浴槽についても、循環している浴槽水を用いないよう規定を見直します。

現行の内容	改正後の内容
<p>浴槽からあふれた水を使用する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、浴槽からあふれた水の回収槽は地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水とは別に消毒する設備を設けること。</p>	<p>ただし書き以降を削除し、「浴槽からあふれた水を使用する構造になっていないこと。」とする。</p>

(理由)

レジオネラ属菌による事故を防止するため、レジオネラ属菌繁殖リスクの高い浴槽からあふれた水の再利用を認めないよう、規定を見直します。

### 3 施行日

平成 30 年 4 月 1 日 (予定)

## 意見の提出方法

1 提出期間 平成 29 年（2017 年）7 月 26 日（水）から 8 月 25 日（金）まで

2 あて先 健康部保健所生活衛生課環境衛生係

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

- (1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
- (2) (市内在学の場合) 学校名・所在地
- (3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
- (4) (当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項

○次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 直接持ち込み

- ・健康部保健所生活衛生課（ウェルシティ市民プラザ 3 階）
- ・市政情報コーナー（横須賀市役所 2 号館 1 階 34 番窓口）
- ・各行政センター

(2) 郵送

〒238-0046

横須賀市西逸見町 1-38-11

ウェルシティ市民プラザ 3 階 横須賀市保健所生活衛生課

(3) ファクシミリ

046-824-2192

(4) 電子メール

hls-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。  
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。